

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第14号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(昭和36年静岡県条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自動販売機等による物品の販売等の自主規制) 第10条の4 (略) 2 図書類又は <u>がん具類等</u> の販売又は貸付けを業とする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、不健全図書類又は <u>不健全がん具類等</u> を収納する自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u> (6)・(7) (略)	(自動販売機等による物品の販売等の自主規制) 第10条の4 (略) 2 図書類又は <u>玩具類等</u> の販売又は貸付けを業とする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、不健全図書類又は <u>不健全玩具類等</u> を収納する自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法 <u>第31条第2項</u> に規定する <u>指定施設</u> (6)・(7) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例(昭和48年静岡県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(社会教育施設等) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) (略) (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u>	(社会教育施設等) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) (略) (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法 <u>第31条第2項</u> に規定する <u>指定施設</u>

(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和60年静岡県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(協議会の設置) 第13条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条第1項</u> の規定に基づき、美術館に静岡県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。	(協議会の設置) 第13条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条第1項</u> の規定に基づき、美術館に静岡県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県暴力団排除条例の一部改正)

第4条 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(暴力団事務所の開設及び運営の禁止) 第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。 (1)～(6) (略) (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u> (8)・(9) (略) 2 (略)	(暴力団事務所の開設及び運営の禁止) 第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。 (1)～(6) (略) (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法 <u>第31条第2項</u> に規定する <u>指定施設</u> (8)・(9) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。